

資源ごみ集団回収活動 助成制度へ申請受付中



資源ごみのリサイクルを推進し、ごみの減量化を図るため、町内会や子ども会等の住民団体が自発的に実施している資源ごみ集団回収活動に対する助成制度です。
今年度第1回目の申請を次のとおり受付します(第2回目は3月の予定です)。

【申請期日】 10月31日(金)

【助成対象】

営利を目的としない住民団体等(個人は除く)が、八雲町内において、今年4月から10月までの間に集団回収した資源ごみ(空き瓶、空き缶、古紙、紙パック等で、古物、商店等へ売却したもの)。

【助成金額】

売却した資源ごみの重量1kg当り3円

【手続方法】

各団体より町へ申請書(売却した際の伝票原本添付)を提出してください。

【問い合わせ先】

・環境水道課環境衛生係
・熊石総合支所住民サービス課

2つの給付金

《確認ジャ!》



◆臨時福祉給付金

◆子育て世帯臨時特例給付金

の申請はお済みですか?

8月4日から始まりました「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付は、11月4日(火)までとなっています。対象者と思われる方には申請書を送付していますが、申請がお済みでない方は、忘れずに申請してください。申請期限を過ぎた場合は原則、支給されませんのでご注意ください。

【申請期日】

11月4日(火)午後5時まで(郵送は当日消印有効)

【受付場所】

役場本庁、落部支所、熊石総合支所、相沼・泊川出張所

【持参するもの】

- 申請書
 - 印鑑
 - 免許証または保険証等(支給対象者分)
 - 通帳またはその写し
- ※子育て世帯給付金は、児童手当受取口座を指定する場合は、通帳は不要です。
※詳しくは、町のホームページで確認するか、担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 住民生活課社会係・児童係

「八雲町地球温暖化対策実行計画」の 進捗よく状況をお知らせします

八雲町では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体(八雲町)が所有する施設等の事務事業に關しまして、自ら排出する温室効果ガスの削減等に取り組むべく、平成21年3月に平成19年度を基準年度とし、「八雲町地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成21年度から平成25年度までの5年間で二酸化炭素の排出量を3パーセント削減することとしました。

この計画の進捗よく状況等について、平成25年度の二酸化炭素排出量が増加しましたので次のとおり公表します。また、詳しくは町ホームページをご覧ください。

二酸化炭素排出量の削減状況

基準年度 19年度	目標年度 25年度	目標 削減率	25年度 実績	削減率 25年度/19年度
8,020,979kg-CO ₂	7,780,398kg-CO ₂	3%	8,064,479kg-CO ₂	-0.54%

基準年度の平成19年度と比較して平成25年度の二酸化炭素排出量が増加した要因は、二酸化炭素排出量を算定する際に用いる二酸化炭素排出係数のうち、電気の二酸化炭素排出係数が東日本大震災以後、原子力発電所が停止し、火力発電に大きく依存していることから、排出係数が増加したことによります。

【問い合わせ先】
企画振興課協働推進係

町ホームページ
地球温暖化対策
実行計画URL

<http://www.town.yakumo.lg.jp/modules/chosei/content0179.html>